

銚子市生涯学習アドバイザー事業実施要領

(目的)

第1条 銚子市生涯学習アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)事業は、豊かな知識、技能、経験等を有する人材をアドバイザーとして登録し、市民の学習活動の指導者として活用することにより多様な学習機会を提供し、市民の自主的な生涯学習活動及び社会参加の充実を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 アドバイザーとして登録(以下「登録」という。)を受けることができる者は、18歳以上の者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業に賛同し、かつ、積極的な活動ができること。
 - (2) 豊かな知識、技能、経験等を有し、実技、講演等を通じてその指導ができること。
 - (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動(以下「政治活動等」という。)を目的としないこと。
- 2 本事業の実施にあたり支障を来すおそれのある者は、登録することができない。

(登録の方法等)

第3条 登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生涯学習アドバイザー登録申請書(別記様式第1号)により教育委員会に申請するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、登録の可否を決定し、申請者に対し生涯学習アドバイザー登録承認(不承認)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じた場合、生涯学習アドバイザー登録事項変更届(別記様式第3号)により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録の期間)

第5条 第3条第2項の規定による登録(以下単に「登録」という。)の期間(以下「登録期間」という。)は、西暦における偶数年の4月1日から翌々年3月

- 3 1日までの2年間とする。
- 2 登録期間の中途に登録をした場合における登録期間の終期は、前項の規定にかかわらず、登録をした日から西暦における偶数年の3月31日までとする。
- 3 登録者が登録期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間の満了日の1か月前までに生涯学習アドバイザー登録継続申請書（別記様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。
- 4 第3条第2項の規定は、前項に規定する場合に準用する。

（登録の取消）

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- （1） 登録取消しの申出があったとき。
- （2） 病気等により明らかに指導できない状況であることが判明したとき。
- （3） 第2条第1項各号に規定する要件を欠いたとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當であると認められたとき。

（利用方法等）

- 第7条 登録者の派遣を受けることができるものは、市民又は市内で活動する団体とする。ただし、政治活動等を目的とした学習活動を除く。
- 2 登録者の派遣を受けて学習活動をしようとするもの（以下「利用者」という。）は、生涯学習アドバイザー利用申込書（別記様式第5号）を教育委員会に提出するものとする。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適當であると認めるときは、利用者からの申込内容に応じた登録者を紹介するものとする。
 - 4 登録者の紹介を受けた利用者は、当該登録者と直接交渉を行い、講座等の内容を決定するものとする。

（報酬等）

第8条 登録者に対する報酬は、無償とする。ただし、講座等の開催に際しての資料代、材料費、交通費等の必要経費については、登録者と利用者との間で協議の上決定し、利用者が負担するものとする。

（利用報告）

第9条 第7条第3項の規定により登録者の紹介を受けた利用者は、講座等の

終了後速やかに生涯学習アドバイザー利用報告書（別記様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。